

給実甲第1335号

令和7年2月12日

人事院事務総長

給実甲第28号の一部改正について（通知）

給実甲第28号（一般職の職員の給与に関する法律の運用方針）の一部を下記のとおり改正したので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
第3条関係 第2項（略） 第3項 従来実費弁償的給与として支給されていたものは、本項の「実費の弁償」に該当するものと解する。 <u>したがって旅費は</u> 「実費の弁償」と解す	第3条関係 第2項（略） 第3項 従来実費弁償的給与として支給されていたものは、本項の「実費の弁償」に該当するものと解する。 <u>従って旅費、船員の航海日当及び食卓料等は「実</u>

る。

第 1 1 条関係

1・2 (略)

3 扶養手当に関し必要な事項については、人事院規則 9—8 0 (扶養手当) 及び規則 9—7 の定めるところによる。

第 1 2 条関係

1 (略)

(削る)

2・3 (略)

第 1 9 条の 9 関係

俸給の特別調整額、地域手当、特地勤務手当等、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当の支給については規則 9—7 の定めるところによる。

費の弁償」であると解する。

第 1 1 条及び第 1 1 条の 2 関係

1・2 (略)

3 扶養手当に関し必要な事項については、人事院規則 9—8 0 (扶養手当) の定めるところによる。

第 1 2 条関係

1 (略)

2 「これに準ずる区域」とは、陸における山間部等の区域のうち、職員が住居を得ることが著しく困難な区域であって、通勤のための経路及び方法が限定されているものをいい、「通常の運賃に加算される運賃」とは、距離制等による通常の運賃に上乗せされた運賃及び通常の運賃以外の特別の運賃をいう。

3・4 (略)

第 1 9 条の 9 関係

俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、特地勤務手当等、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当の支給については規則 9—7 の定めるところによる。

以 上